

公立大学法人京都市立芸術大学移転準備室設置規程

(令和2年3月24日理事長決定)

(設置)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学の組織に関する規程第2条第2項の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学に、移転準備室を置く。

(目的)

第2条 移転準備室は、令和5年度に予定されている京都市立芸術大学（以下「大学」という。）の京都駅東部地域への移転を円滑に推進し、大学の活動を滞ることなく継続させることにより、大学の発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 移転準備室は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学移転計画の策定に関すること。
- (2) 調査、企画、調整、必要な物品の確保等、大学の移転・整備に関すること。
- (3) 移転整備プレ事業に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長が必要と認めること。

(組織)

第4条 移転準備室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

- 2 室長は、理事長が任命し、第3条に掲げる業務を掌理し、副室長及び室員を指揮監督する。
- 3 副室長は、大学の事務職員をもって充て、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 室員は、若干名とし、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 第1項に掲げる者のほか、大学の教員を置くことができる。

(移転準備室会議)

第5条 第3条に掲げる業務を円滑に行うため、第4条に掲げる者を構成員とする移転準備室会議を置く。

- 2 室長は、移転準備室会議を主宰する。
- 3 室長が必要と認めたときは、構成員以外の者を移転準備室会議に出席させることができる。

(移転準備室への協力)

第6条 部局等の長は、室長の求めに応じて情報の提供及び情報の有効活用に関し、必要な協力を行うものとする。

2 前項における「部局等」とは、学部、大学院、研究機関、附属施設及び事務局をいう。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、移転準備室の運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。